事　務　連　絡
平成28年12月22日

公益社団法人　全国産業廃棄物連合会
会長　石井　邦夫殿

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品
の処分期間内の早期処理に関する周知徹底について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

日頃より、環境行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度PCB廃棄物」という。）については、国が全額出資した特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用し、地元の理解と協力の下、全国５箇所に処理施設を整備して処理が行われているところですが、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）において、JESCOの処理施設ごとに定める計画的処理完了期限の１年前を処分期間の末日として規定しており、早いものでは平成29年度末と、当該期限までに残された時間は限られています。

また、高濃度PCB廃棄物の保管事業者に対し、当該処分期間内に高濃度PCB廃棄物を自ら処分又はJESCOに処分委託すること、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（以下「高濃度PCB使用製品」という。）の所有事業者に対し、処分期間内に廃棄すること等がPCB特別措置法により義務付けられています。

当該処分期間を経過して高濃度 PCB 廃棄物を保管している場合、行政による改善命令、罰則等の対象となることから、お手元の高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品について、処分期間内に確実に処分委託を行う必要があります。

つきましては、貴団体内及び貴団体に所属する事業者等に対して、PCBに対する基礎知識、処分期間内の確実かつ適正な処理のための対策等及び下記対応事項の周知徹底を図っていただきますよう、お願い申し上げます。

御多用のところ誠に恐縮ですが、趣旨について御理解をいただき、高濃度PCB廃棄物の期限内処理に御協力をいただきますよう、何卒宜しくお願いいたします。

記

＜高濃度PCB廃棄物の保管事業者等に御対応頂きたいこと＞

１．<u>高濃度PCBを含む変圧器、コンデンサー、蛍光灯安定器などの有無を確認して下さい。</u>

（１）　都道府県市が実施する、未処理の高濃度PCBを含む変圧器、コンデンサー、蛍光灯安定器などの有無を網羅的に把握するための調査（掘り起こし調査）への協力をお願いします。なお、PCB含有の有無の判断等については、下記の参考資料及び参

考情報を御活用下さい。

（２） 使用中の変圧器、コンデンサーが事業所内にある場合は、年次点検等において、電気主任技術者に当該自家用電気工作物に高濃度PCB含有電気工作物が含まれているかの確認をさせて下さい。

※ 電気事業法では、電気主任技術者に対して年次点検等での高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認を義務づけ、自家用電気工作物設置者に対して当該確認をさせることを要求しています。

２．高濃度 PCB を含む使用中の変圧器、コンデンサー、蛍光灯安定器等を所有している場合には、処分期間内に使用を中止して下さい。

３．高濃度 PCB を含む変圧器、コンデンサー、蛍光灯安定器等を保管・所有している場合は、届出をして、早期に JESCO に処分委託を行って下さい。

（１） PCB 特別措置法・電気事業法に基づく都道府県市・産業保安監督部への各種届出を行って下さい。なお、届出の内容、様式、お問い合わせ先等については、添付資料（10～12 ページ）を御確認下さい。

（２） 高濃度 PCB 廃棄物等を JESCO に登録し、処分期間内の早期に処分委託を行って下さい。なお、登録、委託契約等に関する手続きについては、JESCO ホームページを御確認いただくか、下記 JESCO 登録担当連絡先までお問い合わせ下さい。

＜参考＞

低濃度PCB廃棄物についても、PCB特別措置法において、処分期間が平成38年度末までと定められており、処分期間内に確実に自ら処分し、又は処分委託を行う必要があります。低濃度PCB廃棄物の処理はJESCOではなく、環境大臣の認定を受けた無害化処理認定事業者と都道府県市の許可を受けた特別管理産業廃棄物処分業者により行われていますので、これらの事業者に処分委託を行って下さい。なお、事業者選定に際しては、下記参考情報の「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設一覧」をご確認ください。

＜参考資料＞

○ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて（パンフレット）

http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb-pamph/full8r.pdf

＜参考情報＞

○ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト（環境省ホームページ）

http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb_soukishori/

○中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）ホームページ

http://www.jesconet.co.jp/

○（一社）日本電機工業会ホームページ

http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/index.html

○（一社）日本照明工業会ホームページ

http://jlma.or.jp/shisetsu_renew/anzen/anzen6-1.html
○平成 28 年度 PCB 廃棄物の適正な処理促進に関する説明会
http://www.pcb-setsumeikai.com/
○廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設一覧
https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html

＜問い合わせ先＞
○PCB 特別措置法又は電気事業法に基づく手続き等に関する問い合わせ先
　添付資料のパンフレット 12 ページに記載

○JESCO への PCB 廃棄物の登録、委託契約等に関する問い合わせ先
　中間貯蔵・環境安全事業株式会社　PCB 処理営業部　登録担当
　住所：〒105-0014　東京都港区芝一丁目 7 番 17 号　住友不動産芝ビル 3 号館 4F
　Tel：03-5765-1935

○本通知に関する問合せ先
　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課　　担当：山根・福田
　住所：〒100-8975　東京都千代田区霞が関 1-2-2　中央合同庁舎 5 号館 26 階
　TEL: 03-5501-3156

ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければなりません。
高濃度PCB廃棄物は、処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。

2016年 10月版

高濃度PCB廃棄物の処分期間

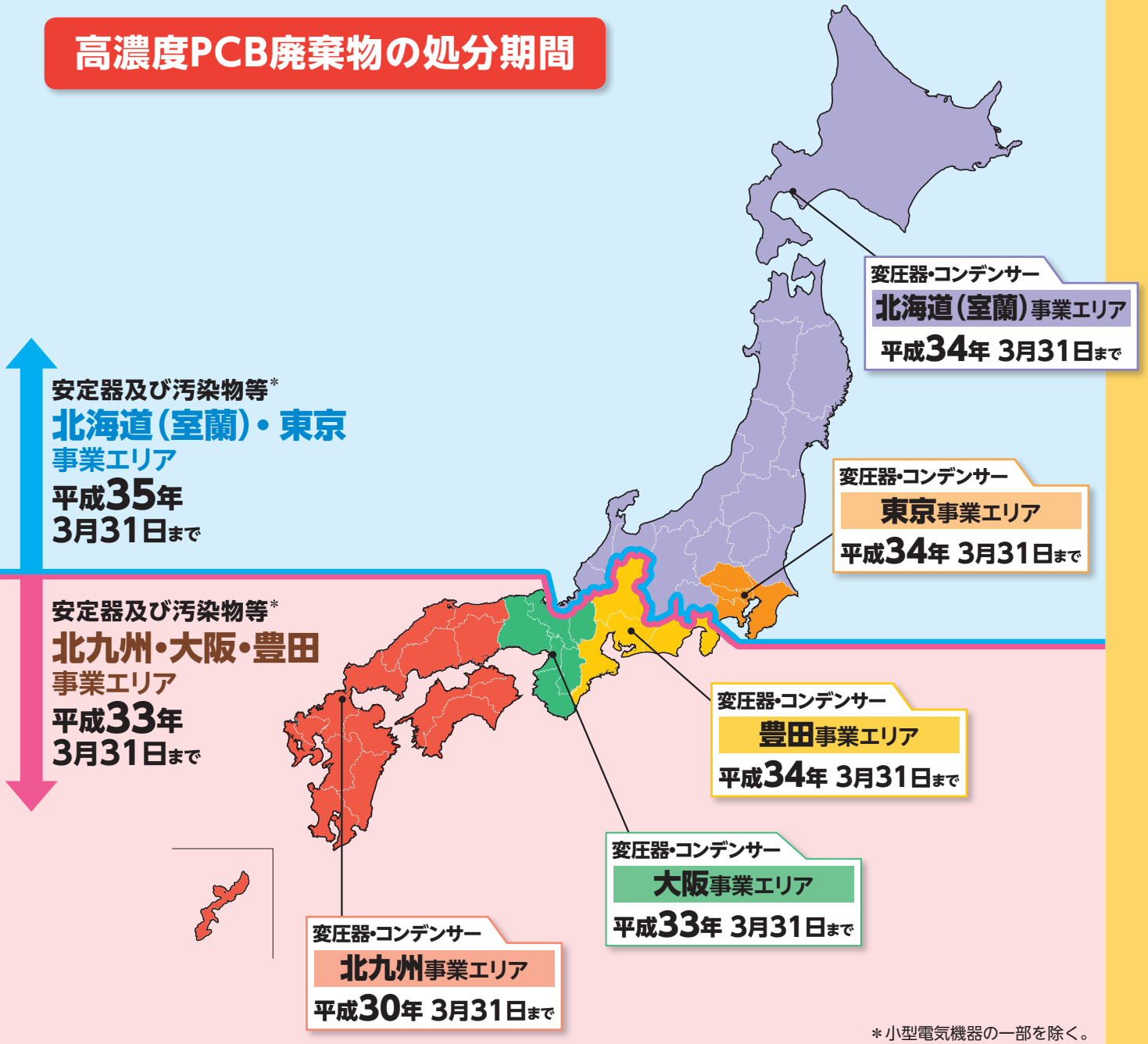

＊小型電気機器の一部を除く。

低濃度PCB廃棄物の処分期間　平成39年 3月31日まで

環境省　経済産業省

1 PCBとはどんなものですか?

PCBの用途

PCBは電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、以下のとおり様々な用途に利用されていました。現在は新たな製造が禁止されています。

用　途		製品例・使用場所
絶縁油	変圧器用	ビル・病院・鉄道車両・船舶等の変圧器
	コンデンサー用	蛍光灯の安定器・白黒テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサー、直流用コンデンサー、蓄電用コンデンサー
熱媒体（加熱用、冷却用）		各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱、集中暖房、パネルヒーター
潤滑油		高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤
可塑剤	絶縁用	電線の被覆・絶縁テープ
	難燃用	ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂
	その他	ニス、ワックス・アスファルトに混合
感圧複写紙 塗料・印刷インキ		ノンカーボン紙（溶媒）、電子式複写紙 印刷インキ、難燃性塗料、耐食性 . 塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
その他		紙等のコーティング、自動車のシーラント、陶器ガラス器の彩色、農薬の効力延長剤

PCBの性質

水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなど物理的な性質を有する主に油状の物質です。

また、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

PCBとはポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでもコプラナーPCB（コプラナーとは、共平面状構造の意味）と呼ばれるPCBの毒性は極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされています。

PCBの毒性

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大きく取りあげられる契機となった事件として、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件があります。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されています。

PCB廃棄物の分類

PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。高濃度PCB廃棄物はPCB濃度が0.5%（＝5000ppm）を超えるものとなります。

高圧変圧器･コンデンサー等の高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵･環境安全事業株式会社（JESCO）で処理を行っています。低濃度PCB廃棄物については環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っています。

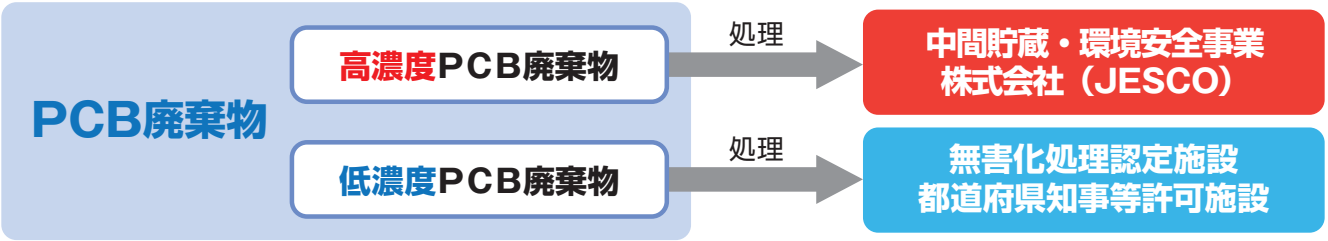

高濃度PCB廃棄物（PCBが使用された代表的な電気機器等）

PCBが使用された代表的な電気機器等には、高圧変圧器や高圧コンデンサー、安定器があります。変圧器（トランス）とは、ある交流の電圧をそれより高いか、又は低い電圧に変える装置であり、コンデンサーとは、電気を一時的に蓄える、電圧を調整する、位相を変化させる、といった効果を持つ装置です。

高圧変圧器

変圧器内はPCBとトリクロロベンゼンの混合液（重量比３：２）で満たされています。例えば、50kVAの場合で約115kgのPCBが入っています。

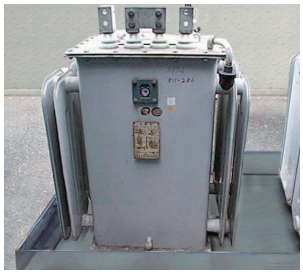

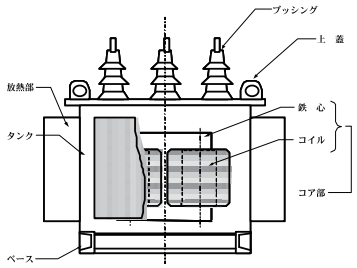

高圧変圧器の例

高圧コンデンサー

コンデンサー内はPCBで満たされています。例えば、100kVAの場合で約35kgのPCBが入っています。

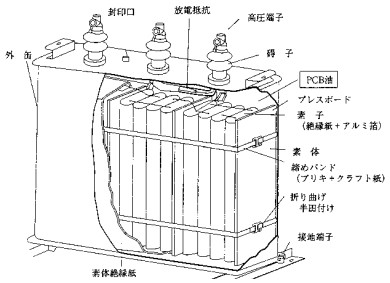

高圧コンデンサーの例

安定器

コンデンサーを内蔵する業務用・施設用蛍光灯器具の安定器のコンデンサー内の巻紙のすき間に数十g程度のPCB油が含浸されているものがあります。

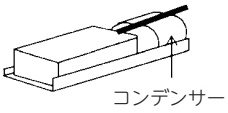

コンデンサーを内蔵する安定器の例

※それぞれの機器にPCBが使用されているかどうかは、次ページを参照して下さい。
※上記の電気機器の他、PCBが使用されている電気機器には、低圧変圧器、低圧コンデンサー、その他機器（リアクトル、サージアブソーバー、計器用変成器等）等があります。これらもPCB特別措置法の届出対象となっています。

低濃度PCB廃棄物

PCB濃度が0.5%（＝5000ppm）以下のPCB廃棄物および微量PCB汚染廃電気機器等（PCBを使用していないとする電気機器等であって、数ppmから数十ppm程度のPCBに汚染された絶縁油を含むもの）については、低濃度PCB廃棄物として適正に処理する必要があります。

微量PCB汚染廃電気機器等の量は、使用中を含めて、柱上変圧器以外の電気機器が約120万台、柱上変圧器が約100万台、OFケーブルが約1,400kmと推計されています。（平成28年3月31日時点）

PCB含有の有無を判別する方法

変圧器・コンデンサー等の場合

高濃度PCBかどうかの判別方法

昭和28年（1953年）から昭和47年（1972年）に国内で製造された変圧器･コンデンサーには絶縁油にPCBが使用されたものがあります。

高濃度のPCBを含有する変圧器・コンデンサー等は、機器に取り付けられた銘板を確認することで判別できます。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本電機工業会のホームページを参照してください。

https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

低濃度PCBかどうかの判別方法

数万件に及ぶ測定例から、国内メーカーが平成2年（1990年）頃までに製造した電気機器には、PCB汚染の可能性があることが知られています。

絶縁油の入替ができないコンデンサーでは、平成3年（1991年）以降に製造されたものはPCB汚染の可能性はないとされています。

一方、変圧器のように絶縁油に係るメンテナンスを行うことができる電気機器では、平成6年（1994年）以降に出荷された機器であって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないことが確認できればPCB汚染の可能性はないとされています。

したがって、まず電気機器に取り付けられた銘板に記載された製造年とメンテナンスの実施履歴等を確認することでPCB汚染の可能性を確認し、さらに上記の製造年よりも前に製造された電気機器については、実際に電気機器から絶縁油を採取してPCB濃度を測定してPCB汚染の有無を判別します。ただし、コンデンサーのように封じ切りの機器では使用中のものを絶縁油の採取のために穿孔すると使用できなくなるのでご注意ください。

銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり大変危険です。必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。

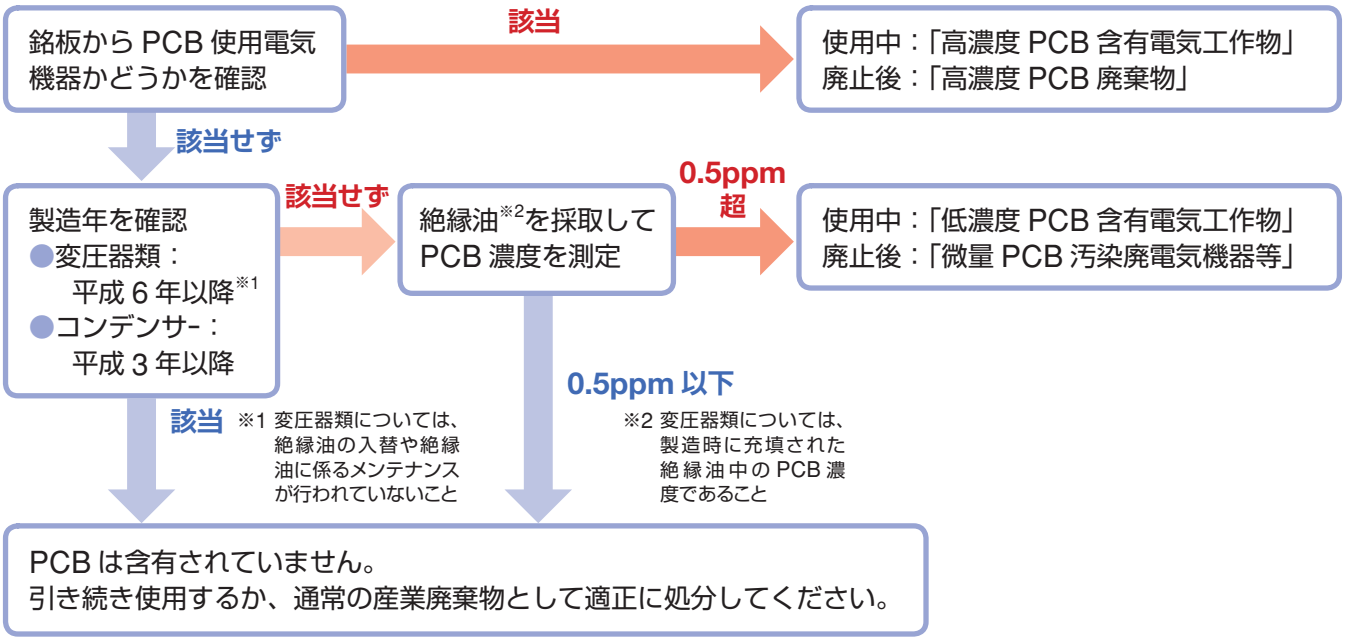

安定器の場合

製造から40年以上が経過するPCB使用安定器は、**劣化して破裂し、PCBが漏えいする事故が発生**しています。このような事故は一度調査してPCB使用安定器が存在しないとされた建物でも起きています。サンプル調査を行ったことが原因と考えられますので**全数調査**を行うようにしてください。漏洩したPCBが人体にかかる危険性がありますので**昭和52年（1977年）3月までに建築・改修された建物**で古い安定器が使用されていないか速やかに確認し、見つかった場合は取り外して交換してください。

PCB使用安定器かどうかの判別方法

昭和32年（1957年）1月から昭和47年（1972年）8月までに国内で製造された照明器具の安定器には、PCBが使用されたものがあります。

なお、一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはPCBが使用されたものはありません。

PCBを含有する安定器は、安定器に貼付された銘板に記載さているメーカー、型式・種別、性能（力率）、製造年月等の情報から判別することができますので詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本照明工業会のホームページを参照してください。

http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm

また、PCB廃棄物として保管している安定器の中にはPCBを使用していない廃安定器が混在している場合が少なからずあります。詳しくはJESCOのホームページを参照してください。

http://www.jesconet.co.jp/customer/bunbetsusokushin.html

銘板から PCB 使用安定器かどうかを確認

該当 → 使用中：「高濃度 PCB 使用製品」
廃棄後：「高濃度 PCB 廃棄物」

該当せず → PCB は含有されていません。ただし、耐用年数を過ぎている照明器具は速やかに交換し、各自治体の指導にしたがって廃棄物として適正に処分してください。

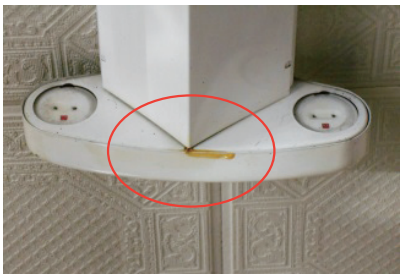

蛍光灯安定器の劣化により蛍光灯機器から PCB 油が漏れ出した例

銘板の取り付け例

高圧変圧器

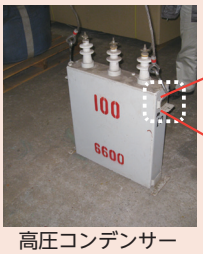

高圧コンデンサー

銘　板

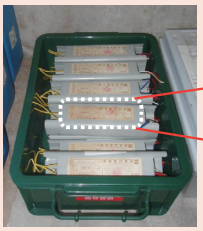

安定器

銘　板

汚染物等の場合

PCBが付着したり、染み込んだりしている汚染物等は含まれているPCBの濃度を決められた方法で実際に測定することでPCB廃棄物であるかどうかを判断します。測定の結果、PCBが検出されれば、特別管理産業廃棄物としてのPCB廃棄物となります。また、PCB濃度が0.5%を超える場合は、高濃度PCB廃棄物として分類されます。汚染物等のPCB濃度の測定方法については、環境省から「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第2版）」が示されています。以下のホームページを参照してください。

http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/lc-method_v2.pdf

2 高濃度PCB使用電気工作物・高濃度PCB使用製品・高濃度PCB廃棄物の処分までの流れ

高濃度 PCB 廃棄物は、地域ごとに定められた処分期間内に必ず処分しなければなりません
使用中の変圧器・コンデンサー及び安定器等についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります

平成 28 年 8 月から施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特措法）の改正に合わせ、使用中の変圧器やコンデンサー等の高濃度 PCB 使用製品についても処分期間内に使用を終えて処分するよう、電気事業法の「電気設備に関する技術基準を定める省令」等が改正されました。

高濃度 PCB 使用電気工作物、安定器等の高濃度 PCB 使用製品及び高濃度 PCB 廃棄物の処分までの流れを下図に示します。

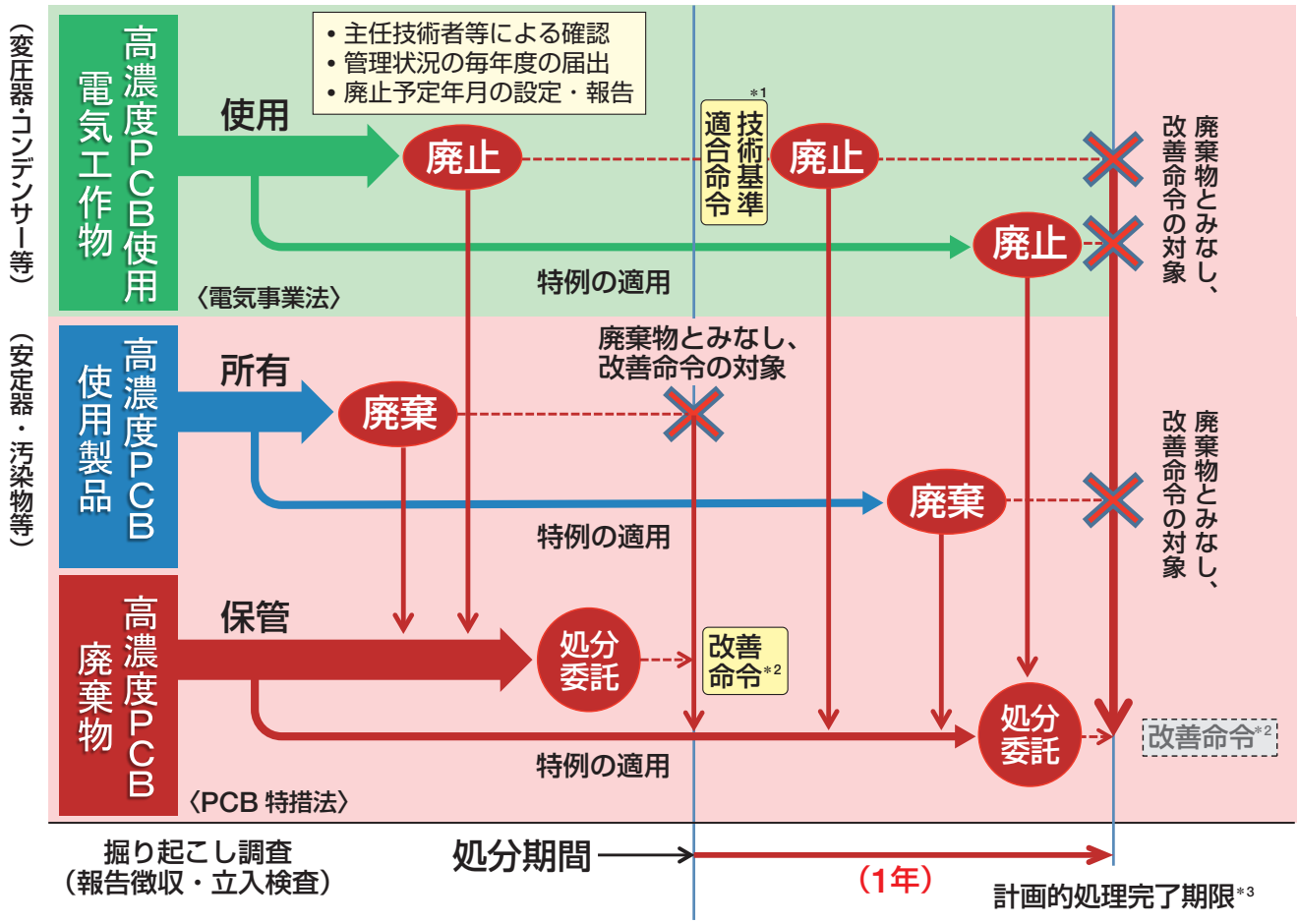

高濃度 PCB 廃棄物等の処分までの流れ

（＊1） 技術基準適合命令違反には三百万円以下の罰金が処せられます。
（＊2） 改善命令違反には三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又は併科が処せられます。
（＊3） 処分期間の末日の1年後である特例処分期限日（計画的処理完了期限と同じ日）を適用する場合は、PCB特措法に基づき、確実に特例処分期限日までにJESCOに処分を委託することを約した契約書の写し等を保管の場所を管轄する都道府県及び政令市（以下、「都道府県市」という。）の長に届け出る必要があります。
使用中の高濃度PCB使用製品についても同様に、これらを廃棄する見込み等について都道府県及び政令市の長に届け出る必要があります。

都道府県市等が行うPCB廃棄物等の掘り起こし調査に御協力ください

現在都道府県市では、PCB 廃棄物を保有する蓋然性の高い事業者を対象にして未届出の PCB 廃棄物等の掘り起こし調査を実施しています。PCB 特措法の改正により、都道府県市による掘り起こし調査に関して、報告徴収や立入検査等の権限が強化されました。また、使用中の高濃度 PCB 使用電気工作物についても、電気事業法の「主任技術者制度の解釈及び運用」が改正され、電気主任技術者等が毎年度高濃度 PCB 使用電気工作物であるかを確認することが義務付けられました。安定器を含め、高濃度 PCB が使用された電気機器や製品、廃棄物を保有していないかどうか、再度事業所内を確認するとともに、都道府県市や電気主任技術者等が行う掘り起こし調査に御協力ください。

高濃度 PCB 廃棄物の地域別処分期間等

JESCOの処理施設	高濃度PCB廃棄物の種類	保管の場所の所在する区域	処分期間	計画的処理完了期限
北九州（北九州市若松区）	廃PCB等、廃変圧器、廃コンデンサー等	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成30年（2018年）3月31日まで	平成31年（2019年）3月31日まで
大阪（大阪市此花区）		滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	平成33年（2021年）3月31日まで	平成34年（2022年）3月31日まで
豊田（愛知県豊田市）		岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	平成34年（2022年）3月31日まで	平成35年（2023年）3月31日まで
東京（東京都江東区）		埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県		
北海道（北海道室蘭市）		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県		
北九州（北九州市若松区）	上記以外の高濃度PCB廃棄物（安定器、汚染物等、3kg未満の廃変圧器等及びこれらの保管容器）	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成33年（2021年）3月31日まで	平成34年（2022年）3月31日まで
北海道（北海道室蘭市）		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県	平成35年（2023年）3月31日まで	平成36年（2024年）3月31日まで

高濃度PCB廃棄物の処理について

高濃度PCB廃棄物については、JESCOで処理をしています。JESCOに処理委託を行う場合、あらかじめJESCOに登録を行う必要があります。（使用中であっても登録は可能です。） 詳しくはJESCO登録担当（03-5765-1935）までお問合わせください。

中小企業者等の負担軽減措置について

高濃度PCB廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その料金が軽減される措置があります。

一定の条件を満たす中小企業者、中小企業団体等及び法人にあっては70%、個人にあっては95%が軽減されます。詳しくはJESCO中小軽減担当（0120-808-534）にお問い合わせください。

3 低濃度PCB廃棄物等の処理について

低濃度PCB廃棄物の処分期間は　平成39年（2027年）3月31日まで

低濃度PCB廃棄物の無害化処理について

低濃度PCB廃棄物の処理はJESCOではなく、民間の処理事業者により行われています。

低濃度PCB廃棄物の処理事業者は、環境大臣が個別に認定する無害化処理認定事業者と都道府県市の長からPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の処分業許可を得た事業者があります。

低濃度PCB廃棄物の処理事業者は今後も増加する見込みであり、地域的な偏在も解消してきています。低濃度PCB廃棄物が見つかったら、これらの事業者に委託して処理してください。

無害化処理事業者の連絡先等は環境省の以下のホームページで紹介されています。

https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html

使用中の低濃度PCB含有電気工作物の処理について

使用中の変圧器に含まれる絶縁油が微量のPCBで汚染されていることが判明した場合は、変圧器の構造、PCB濃度、絶縁油量等によっては、使用しながら浄化する**「課電自然循環洗浄法」**が適用できる場合があります。経済産業省と環境省が取りまとめた「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」に従って処理した変圧器は所要の手続きを行うことでPCB含有電気工作物に該当しないものとなります。

課電自然循環洗浄については経済産業省の以下のホームページを参照してください。

http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150331004/20150331004.html

4 よくある質問

Q 建物の売買を予定していますが、PCB 使用製品や PCB 含有電気工作物が設置されているかどうか分からない場合はどうすればよいですか？

A 建物の売買契約を行う前に、キュービクルや電気室などに変圧器やコンデンサーが設置されていないか確認してください。設置されている場合は、これらにPCBが含まれるかどうかをまず売主が確認し、含まれていた場合は電気事業法及びPCB特措法に従い、所要の手続きを行ってください。当該電気工作物が使用中のものである場合には、地位の承継である場合を除き、売主が廃止届出を、また買主が新たに設置等届出を行う必要があります。また、売買する建物が昭和52年（1977年）3月までに建築・改修された建物である場合には、PCBが使用された蛍光灯等の安定器が設置されたままになっている可能性があるため、十分に確認する必要があります。見つかった場合は、速やかに交換し、処分に係る所要の手続きを行ってください。なお、当該電気工作物や安定器がすでに廃棄され保管中のものであった場合は、PCB特措法において、譲渡し及び譲受けが原則禁止されており、売買が行われた後も売主が適正に処分する必要があります。

Q PCB 廃棄物を保管していた倉庫を撤去することになりました。保管していた PCB 廃棄物を他人に委託して保管してもらってもよいですか？

A PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けは、地方公共団体に譲り渡す場合や特別管理産業廃棄物に係る許可を得た収集運搬業者又は処分業者に委託する場合等を除いて原則禁止されています。PCB廃棄物の保管事業者自らが管理する他の倉庫にこれらを移動して保管することは可能ですが、他人が管理する倉庫に移動して、他人に保管を委託することは譲渡し及び譲受けの制限の規定に反することになるので行ってはなりません。

Q 使用中の電気工作物に PCB が含まれていることが確認された場合はどうすればよいですか？

A 電気事業法〈電気関係報告規則〉に基づき、PCB含有が判明した後遅滞なく管轄する産業保安監督部等にPCB含有電気工作物の設置等届出を行う必要があります。また、新たに判明した電気工作物が高濃度PCB使用電気工作物であった場合には、年度末における廃止予定の年月等を含む管理状況を管轄する産業保安監督部等に毎年度届出を行うとともに、その電気工作物を設置場所ごとに決められた処分期間内に廃止し、PCB含有電気工作物の廃止届を行う必要があります。一方、新たに判明した電気工作物が低濃度PCB含有電気工作物であった場合には、課電自然循環洗浄を行うことで使用を継続できる場合があります。それ以外の場合には、処理施設の操業期間を勘案し、計画的に使用を終えて無害化処理する必要があります。

Q PCB 含有電気工作物の使用を終えた場合はどうすればよいですか？

A 電気事業法〈電気関係報告規則〉に基づき、使用を終えた後遅滞なく管轄する産業保安監督部等にPCB含有電気工作物の廃止に係る届出を行う必要があります。また、電気工作物の使用を終えた時は、PCB特措法に基づき、事業所所在地の都道府県市に届出するとともに、電気工作物が高濃度PCB廃棄物である場合はJESCOに処分委託し、低濃度PCB廃棄物である場合は民間の処理事業者に処分委託する必要があります。

Q 電路から外した PCB 含有電気工作物は、再使用してもよいですか？

A 電路から一度外したPCB含有電気工作物は、電気事業法〈電気設備に関する技術基準を定める省令〉により、電路への再施設が禁止されています。

Q 銘板が読み取れない安定器があります。どのように取り扱ったらよいですか？

A 安定器に内蔵されたコンデンサーは脆弱なため外部から力を加えると容易に破損してPCBが漏洩する危険性があるため、安定器は解体分解するなど形状を変更することが法律で原則禁止されています。したがって、銘板が読み取れない安定器であっても、コンデンサーを取り出してPCBを分析することは危険ですのでお止めください。銘板が読み取れない安定器については、同一の保管場所に保管されていたものであって、かつ銘板が読み取れた安定器と形状が同一と判断されるものであれば、そのPCBの使用・不使用の判別結果に準じて判断していただいても構いません。ただし、形状が同一と判断されるものがない場合はPCB使用安定器として適切に取り扱い、JESCOに処分委託するようにしてください。

Q 高濃度 PCB 廃棄物の保管場所を変更したいのですが。

A 高濃度PCB廃棄物はその種類及び保管する場所ごとに処分期間が決められているため、原則保管場所を変更してはなりません。ただし、高濃度PCB廃棄物の種類に応じて決められた同一の区域内で保管場所を変更する場合、または、当該高濃度PCB廃棄物を確実かつ適正に保管することができる場所に保管場所を変更することについて、環境大臣の確認を受けた場合は変更することが特例で認められることがあります。

5 PCB廃棄物等の処分等に係る手続きについて

使用中のPCB含有電気工作物に係る手続き

事例	対象	届出等の内容
新たに判明した場合 （現に設置しているもの）	PCB含有電気工作物 （高濃度含む）	新たに判明したPCB含有電気工作物の事業場に係る事項、電気工作物に係る事項
	高濃度PCB含有電気工作物	上記に加え、管理状況の届出 電気主任技術者等の氏名・連絡先、廃止予定年月
設置者情報に変更があった場合	PCB含有電気工作物 （高濃度含む）	変更後の設置者等の氏名、住所（法人は事業場の名称又は所在地）又は電気工作物に係る事項
管理状況（廃止予定年月）に変更があった場合	高濃度PCB含有電気工作物	変更後の廃止予定年月
廃止予定年月を処分期間を越えた年月に変更する場合	高濃度PCB含有電気工作物	処分期間の期限から1年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類として、処分委託することを約する書類の写し
廃止した場合	PCB含有電気工作物 （高濃度含む）	廃止した事業場に係る事項、電気工作物に係る事項、廃止年月日、廃止理由（譲渡し、課電洗浄による廃止も含む）
	高濃度PCB使用電気工作物	高濃度PCB使用電気工作物を廃止した場合は、新たに保管することとなった当該電気工作物及び新たに処分した当該電気工作物の種類、型式、量など
譲渡し・譲受けがあった場合	PCB含有電気工作物 （高濃度含む）	譲り渡した場合は廃止届出、譲り受けた場合は設置等届出
地位の承継があった場合	事業用電気工作物 （PCB含有電気工作物（高濃度含む）含む）	地位の承継（相続、合併又は分割）の事実、承継の事実を証する書面

※電気事業法上に届出様式については、http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/downloadfiles/02dennannka.pdf

PCB廃棄物の保管及び処分に係る手続き

事例	対象	届出等の内容
保管する場合	PCB廃棄物	保管場所等に係る事項、PCB廃棄物の種類及び量等
	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	上記に加え、処分予定年月又は廃棄予定年月
（新たに判明した場合）	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	新たに保管又は所有が判明したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係る事項、処分予定年月等
保管場所を省令で定める同一区域内で変更した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	変更前後の保管場所等に係る事項 移動したPCB廃棄物等の種類及び量など
環境大臣の確認を受けて保管場所を変更する場合	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	変更前後の保管場所、当該廃棄物に係る事項、変更理由
処分した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	処分したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係る事項 前年度分の処分のマニフェストのD票若しくはE票の写し
処分期間の特例を適用する場合、届出情報を変更した場合	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	当該事業場及び廃棄物に係る事項、処分予定年月、処分委託契約書若しくは処分委託することを約する書類の写し 変更した場合は変更前後の内容
譲受けがあった場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	譲渡者、譲受者に関する事項、譲受け年月日、対象廃棄物等
地位の承継があった場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	被承継人、承継人に係る事項、承継年月日、原因及びそれを証する書類、対象廃棄物等
全ての処分又は廃棄を終了した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	事業場に係る事項、処分又は廃棄を終了した廃棄物に係る事項、処分受託者名、処分又は廃棄の終了年月

※PCB特措法に基づく記入要領、記載例は環境省ホームページhttp://www.env.go.jp/recycle/poly/todokede/index.html　をご参照ください。

＊ 様式のPCBの正式名は「ポリ塩化ビフェニル」、「報告規則」は電気関係報告規則、「特措法」はPCB特措法

様式*	実施時期	提出先	罰則
PCB含有電気工作物設置等届出書（報告規則様式第13の2）	判明後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書（報告規則様式第13の6）	毎年度末の状況を翌年度の6月30日まで	管轄する産業保安監督部長（産業保安監督部等は都道府県等からの求めに応じ速やかに情報を提供）	30万円以下の罰金
PCB含有電気工作物変更届出書（報告規則様式第13の3）	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書（報告規則様式第13の6）	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書及び別紙（報告規則様式第13の6及び別紙）	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
PCB含有電気工作物廃止届出書（報告規則様式第13の4） ※課電洗浄による廃止時は同実施報告書及び添付書類も添付	廃止後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（特措法様式第1号（1））	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB含有電気工作物廃止届出書 PCB含有電気工作物設置等届出書（報告規則様式第13の4、第13の2）	譲渡し・譲受け後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
事業用電気工作物設置者地位承継届出書（電気事業法施行規則様式第62の2）	承継後遅滞なく	経済産業大臣又は管轄する産業保安監督部長	10万円以下の過料

をご参照ください。

様式*	実施時期	提出先	罰則
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（特措法様式第1号（1））	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（特措法様式第1号（1））	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（特措法様式第1号（1））	判明後速やかに	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管の場所等の変更届出書（特措法様式第2号）	変更後10日以内	変更前後の保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
高濃度PCB廃棄物に係る保管場所の変更確認申請書（特措法様式第3号）	保管場所を変更しようとするとき	環境大臣	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（特措法様式第1号（1））	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
高濃度PCB廃棄物の処分又は高濃度PCB使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書、同届出事項の変更届出書（特措法様式第5号、第6号）	処分期間の末日まで 変更した場合は変更後10日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
譲受け届出書（特措法様式第8号）	譲受け後30日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	3年以下の懲役 1000万円以下の罰金
承継届出書（特措法様式第7号）	承継後30日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	30万円以下の罰金
PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書（特措法様式第4号）	処分又は廃棄終了後から20日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金

PCB特措法についてのお問い合わせ窓口

都道府県			
北海道	環境生活部環境局	循環型社会推進課	011-204-5199
青森県	環境生活部	環境保全課	017-734-9248
岩手県	環境生活部	資源循環推進課	019-629-5366
宮城県	環境生活部	循環型社会推進課	022-211-2463
秋田県	生活環境部	環境整備課	018-860-1624
山形県	環境エネルギー部	循環型社会推進課	023-630-2323
福島県	生活環境部	産業廃棄物課	024-521-7264
茨城県	生活環境部	廃棄物対策課	029-301-3027
栃木県	環境森林部	廃棄物対策課	028-623-3107
群馬県	環境森林部	廃棄物・リサイクル課	027-226-2824
埼玉県	環境部	産業廃棄物指導課	048-830-3148
千葉県	環境生活部	廃棄物指導課	043-223-2757
東京都	環境局資源循環推進部	産業廃棄物対策課	03-5388-3573
神奈川県	環境農政局環境部	資源循環推進課	045-210-4154
新潟県	県民生活・環境部	廃棄物対策課	025-280-5161
富山県	生活環境文化部	環境政策課	076-444-9618
石川県	環境部	廃棄物対策課	076-225-1474
福井県	安全環境部	循環社会推進課	0776-20-0318
山梨県	森林環境部	環境整備課	055-223-1518
長野県	環境部	資源循環推進課	026-235-7187
岐阜県	環境生活部	廃棄物対策課	058-272-8217
静岡県	くらし・環境部環境局	廃棄物リサイクル課	054-221-2424
愛知県	環境部	資源循環推進課	052-954-6237
三重県	環境生活部廃棄物対策局	廃棄物・リサイクル課	059-224-2475
滋賀県	琵琶湖環境部	循環社会推進課	077-528-3474
京都府	環境部	循環型社会推進課	075-414-4718
大阪府	環境農林水産部	環境管理室事業所指導課	06-6210-9583
兵庫県	農政環境部環境管理局	環境整備課	078-362-3281
奈良県	くらし創造部景観・環境局	廃棄物対策課	0742-27-8747
和歌山県	環境生活部環境政策局	循環型社会推進課	073-441-2692
鳥取県	生活環境部	循環型社会推進課	0857-26-7684
島根県	環境生活部	廃棄物対策課	0852-22-6151
岡山県	環境文化部	循環型社会推進課	086-226-7308
広島県	環境県民局	産業廃棄物対策課	082-513-2963
山口県	環境生活部	廃棄物・リサイクル対策課	083-933-2988
徳島県	県民環境部	環境指導課	088-621-2269
香川県	環境森林部	廃棄物対策課	087-832-3226
愛媛県	県民環境部環境局	循環型社会推進課	089-912-2358
高知県	林業振興・環境部	環境対策課	088-821-4523
福岡県	環境部	廃棄物対策課	092-643-3364
佐賀県	県民環境部	循環型社会推進課	0952-25-7108
長崎県	環境部	廃棄物対策課	095-895-2373
熊本県	環境生活部環境局	循環社会推進課	096-333-2278
大分県	生活環境部	廃棄物対策課	097-506-3127
宮崎県	環境森林部	循環社会推進課	0985-26-7083
鹿児島県	環境林務部	廃棄物・リサイクル対策課	099-286-2596
沖縄県	環境部	環境整備課	098-866-2231

政令で定める市			
旭川市	環境部	環境指導課	0166-25-6369
札幌市	環境局環境事業部	事業廃棄物課	011-211-2927
函館市	環境部	環境対策課	0138-51-0740
青森市	環境部	廃棄物対策課	017-761-4012
盛岡市	環境部	廃棄物対策課	019-626-7573
仙台市	環境局廃棄物事業部	廃棄物指導課	022-214-8235
秋田市	環境部	廃棄物対策課	018-888-5713
郡山市	生活環境部	廃棄物対策課	024-924-3171
いわき市	生活環境部	廃棄物対策課	0246-22-7604
宇都宮市	環境部	廃棄物対策課	028-632-2929

政令で定める市			
前橋市	環境部	廃棄物対策課	027-898-5953
高崎市	環境部	産業廃棄物対策課	027-321-1325
さいたま市	環境局資源循環推進部	産業廃棄物指導課	048-829-1607
川越市	環境部	産業廃棄物指導課	049-239-7007
越谷市	環境経済部	産業廃棄物指導課	048-963-9188
千葉市	環境局資源循環部	産業廃棄物指導課	043-245-5682
船橋市	環境部	廃棄物指導課	047-436-3810
柏　市	環境部	産業廃棄物対策課	04-7167-1696
八王子市	資源循環部	廃棄物対策課	042-620-7458
横浜市	資源循環局事業系対策部	産業廃棄物対策課	045-671-2513
川崎市	環境局生活環境部	廃棄物指導課	044-200-2596
横須賀市	資源循環部	廃棄物対策課	046-822-8523
相模原市	環境経済局資源循環部	廃棄物指導課	042-769-8335
新潟市	環境部	廃棄物対策課廃棄物指導室	025-226-1411
富山市	環境部	環境政策課	076-443-2178
金沢市	環境局	環境指導課	076-220-2521
長野市	環境部	廃棄物対策課	026-224-7320
岐阜市	環境事業部	産業廃棄物指導課	058-214-2170
静岡市	環境局	廃棄物対策課	054-221-1364
浜松市	環境部	産業廃棄物対策課	053-453-6110
名古屋市	環境局事業部	廃棄物指導課	052-972-2392
豊田市	環境部	廃棄物対策課	0565-34-6710
豊橋市	環境部	廃棄物対策課	0532-51-2410
岡崎市	環境部	廃棄物対策課	0564-23-6871
大津市	環境部	産業廃棄物対策課	077-528-2062
京都市	環境政策局循環型社会推進部	廃棄物指導課	075-366-1394
大阪市	環境局環境管理部	環境管理課産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284
堺　市	環境局環境保全部	環境対策課	072-228-7476
東大阪市	環境部	産業廃棄物対策課	06-4309-3207
高槻市	産業環境部	資源循環推進課	072-669-3695
枚方市	環境部	環境総務課	072-807-6211
豊中市	環境部	減量推進課	06-6858-3070
神戸市	環境局	事業系廃棄物対策部	078-322-6428
姫路市	環境局美化部	産業廃棄物対策課	079-221-2405, 2418
尼崎市	経済環境局環境部	産業廃棄物対策担当	06-6489-6310
西宮市	環境局環境総括室	産業廃棄物対策課	0798-35-3277
奈良市	環境部　環境事業室	廃棄物対策課	0742-71-2226
和歌山市	市民環境局環境部	産業廃棄物課	073-435-1221
岡山市	環境局	産業廃棄物対策課	086-803-1303, 1304
倉敷市	環境リサイクル局リサイクル推進部	産業廃棄物対策課	086-426-3385
広島市	環境局業務部	産業廃棄物指導課	082-504-2225, 2226
呉　市	環境部	環境政策課	0823-25-3302
福山市	経済環境局環境部	廃棄物対策課	084-928-1168
下関市	環境部	廃棄物対策課	083-252-7152
高松市	環境局	環境指導課	087-839-2380
松山市	環境部	廃棄物対策課	089-948-6959
高知市	環境部	廃棄物対策課	088-823-9427
北九州市	環境局環境監視部	環境監視課	093-582-2175
福岡市	環境局循環型社会推進部	産業廃棄物指導課	092-711-4303
大牟田市	環境部	廃棄物対策課	0944-41-2732
久留米市	環境部	廃棄物指導課	0942-30-9148
長崎市	環境部	廃棄物対策課	095-829-1159
佐世保市	環境部	廃棄物指導課	0956-20-0660
熊本市	環境局資源循環部	ごみ減量推進課事業ごみ対策室	096-328-2365
大分市	環境部	産業廃棄物対策課	097-537-7953
宮崎市	環境部	廃棄物対策課	0985-21-1763
鹿児島市	環境局資源循環部	廃棄物指導課	099-216-1289
那覇市	環境部	廃棄物対策課	098-951-3231

電気事業法についてのお問い合わせ窓口

事業所所在地	窓口	
北海道	北海道産業保安監督部　電力安全課	011-709-2311　内2720
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	関東東北産業保安監督部　東北支部　電力安全課	022-221-4947
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県のうち熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡。	関東東北産業保安監督部　電力安全課	048-600-0385
愛知県、長野県、岐阜県（北陸産業保安監督署及び近畿支部の管轄区域を除く。）、三重県（近畿支部の管轄区域を除く。）、静岡県（関東東北産業保安監督部の管轄区域を除く。）	中部近畿産業保安監督部　電力安全課	052-951-2817
富山県、石川県、福井県（小浜市、三方郡、大飯郡及び三方上中郡を除く。）、岐阜県（飛騨市（平成16年1月31日における旧吉城郡神岡町及び宮川村（昭和31年9月29日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）及び郡上市（平成16年2月29日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。）	中部近畿産業保安監督部　北陸産業保安監督署	076-432-5580
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（中国四国産業保安監督部の管轄区域を除く。）、福井県のうち小浜市、三方郡、大飯郡、三方上中郡、岐阜県のうち不破郡関ヶ原町（昭和29年8月31日における旧今須村の区域に限る。）、三重県のうち熊野市（昭和29年11月2日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域を除く。）、南牟婁郡	中部近畿産業保安監督部　近畿支部　電力安全課	06-6966-6048
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県のうち赤穂市（昭和38年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）、香川県のうち小豆郡、香川郡直島町、愛媛県のうち今治市（平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡上島町	中国四国産業保安監督部　電力安全課	082-224-5742
徳島県、高知県、香川県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、愛媛県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）	中国四国産業保安監督部　四国支部　電力安全課	087-811-8587
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州産業保安監督部　電力安全課	092-482-5520
沖縄県	那覇産業保安監督事務所　保安監督課	098-866-6474

このパンフレットの内容に関する問い合わせ先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

〒100-8975　東京都千代田区霞が関1－2－2　TEL（03）6457-9096　FAX（03）3593-8264

■ 環境省地方環境事務所　お問い合わせ窓口

北海道地方環境事務所　環境対策課	011-299-1952	近畿地方環境事務所　廃棄物・リサイクル対策課	06-4792-0702
東北地方環境事務所　廃棄物・リサイクル対策課	022-722-2871	中国四国地方環境事務所　廃棄物・リサイクル対策課	086-223-1584
関東地方環境事務所　廃棄物・リサイクル対策課	048-600-0814	中国四国地方環境事務所　高松事務所廃棄物・リサイクル対策課	087-811-7240
中部地方環境事務所　廃棄物・リサイクル対策課	052-955-2132	九州地方環境事務所　廃棄物・リサイクル対策課	096-322-2410

R100
古紙パルプ配合率100%再生紙を使用